

滋賀県交通安全計画（第 12 次）の策定について

1 第 12 次滋賀県交通安全計画の概要

国の交通安全基本計画に基づき、滋賀県の陸上交通の安全に関して講ずべき総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもの。（令和 8 年度～令和 12 年度）
交通安全対策基本法によりその作成が義務付けられている。

2 現行計画（第 11 次）の目標（令和 3 年度～令和 7 年度：5 年間）

計 画 の 目 標

○令和 7 年までに、年間の 24 時間交通事故死者数を 35 人以下、年間の重傷者数を 290 人以下にする。

※「交通事故のない安全・安心な滋賀」の実現が究極の目標であるが、中期的には、今後の道路交通事故の見通しや、「世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和 7 年までに 24 時間死者数を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 人以下にする」とする令和 3 年の政府目標を踏まえて設定したもの。

3 計画策定のスケジュール

R 7

10 月頃

国の交通安全基本計画（中間案）の提示

R 8

1 月

県原案作成

3 月上旬

文スポ・土木・警察常任委員会

3 月頃

国の交通安全基本計画の決定

3 月下旬～4 月下旬

パブリックコメント・市町への意見照会実施

7 月上旬

文スポ・土木・警察常任委員会

7 月中旬

滋賀県交通安全対策会議（会議後公表）

【参考】交通安全対策基本法

第 25 条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項